

## 国立霞ヶ丘競技場建替えに関する都有地を活用した手法検討について

別紙のとおり、4つのパターンを比較検討したが、いずれのパターンも、下記の課題が解決されることが前提となる。

### ● 都市計画手法について

- ・ スポーツ振興局から、再開発等促進区や、地区計画＋用途地域変更などの案が示されているが、手法を選択・決定するためには、スポ振、国から詳細な条件の提示が必要。
- ・ 再開発等促進区を定める地区計画を適用する場合は、国において都市計画運用指針の改定等が必要となり、ハードルは高い。

◎運用指針に位置づけられる、再開発等促進区を定める地区計画の対象地区

- 1) 工場、倉庫、鉄道停車場又は港湾施設の跡地等の相当規模の低・未利用地について、必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に再開発することにより土地の高度利用を図る場合
- 2) 埋め立て地等において必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に建築物を整備し、土地の高度利用を図る場合
- 3) 住居専用地域内の農地、低・未利用地等における住宅市街地への一体的な土地利用転換を図る場合
- 4) 老朽化した住宅団地の建替えを行う場合
- 5) 木造住宅が密集している市街地の再開発等の場合

- ・ 手法の検討では、特に建物用途、高さの都市計画規制をクリアすることが大きな課題。
  - 用途：「観覧場（競技場）」の用途は、近隣商業地域以上でないと建築不可。
  - 高さ：絶対高さ高度地区20mと風致地区（絶対高さ制限15m）
- ・ 土地交換後の日体協敷地及び霞ヶ丘競技場敷地を高度利用することが必要となる場合、当該地を高度利用することの都市計画上の理屈の整理が必要。
- ・ 地元区（渋谷、新宿、港）から地区計画策定の協力を得ることが必要。

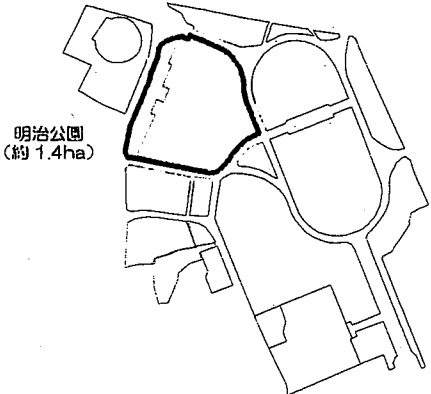
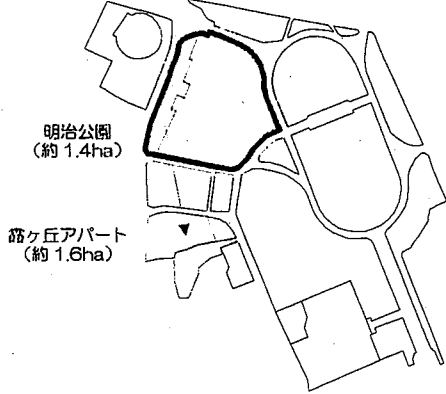
### ● 都市計画公園について

- ・ 都市計画公園内への建築行為は、都市計画法53条の許可（平成24年4月1日に区へ権限移譲予定）等により可能となることが前提。

### ● 土地交換（都有地・国有地と日体協用地、外苑ハウス用地）について

- ・ 各パターンで必要となる土地交換の可否は、別途整理が必要。
- ・ 日体協又は外苑ハウスが隣接地の容積を活用する仮定についても、条件や制約等が別途整理されることが必要。

国立霞ヶ丘競技場建替えに関連した都市地活用のまちづくり比較検討 (1/2)

		A案 競技場単独建替え（現在の文科省案）	B案 霞ヶ丘アパート用地活用 案
		 <p>明治公園 (約1.4ha)</p> <p>□ : まちづくりの検討対象区域</p>	 <p>明治公園 (約1.4ha)</p> <p>霞ヶ丘アパート (約1.6ha)</p>
		●隣接する明治公園（開設：約1.4ha）がなくなる	●隣接する明治公園（開設）は、霞ヶ丘アパート用地で代替
公園の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> <li>明治公園の移設先を別途確保が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>明治公園の代替地は確保され、面積も拡大する。(1.4ha ⇒ 1.6ha)</li> <li>公園の所在地は渋谷区から新宿区に移る。</li> </ul>
案の実現に必要な都市計画変更	用途	用途地域	・近隣商業地域又は商業地域への変更
		文教地区	・廃止又は知事の許可
	高さ	高度地区	・廃止又は区長の認定等
風致地区		・B地域→S地域への変更	
容積	・250%以上		同左
都市計画変更のタイミング		<ul style="list-style-type: none"> <li>【平成25年度】</li> <li>・競技場敷地の都市計画変更 (建設スケジュールからの逆算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【平成25年度】</li> <li>・競技場敷地の都市計画変更 (建設スケジュールからの逆算)</li> </ul>
課題		—	—

国立霞ヶ丘競技場建替えに関連した都市地活用のまちづくり比較検討 (2/2)

		C案 霞ヶ丘アパート用地活用 十岸記念体育会館移設	D案 霞ヶ丘アパート用地活用 十岸記念体育会館移設 十外苑ハウスの建替え
		<p>明治公園 (約1.4ha) 公園機能確保 霞ヶ丘アパート (約1.6ha) 現・岸記念体育会館用地 (約0.4ha) 跡地は公園として整備</p>	<p>明治公園 (約1.4ha) 霞ヶ丘アパート (約1.6ha) NAASH所有地 外苑ハウス (約0.8ha) 現・岸記念体育会館用地 (約0.4ha) 跡地は公園として整備</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸記念体育会館の建替え用地(床面積約 60,000㎡を要望)を、霞ヶ丘アパート用地に確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸記念体育会館の建替え用地を霞ヶ丘アパート用地に確保しつつ、さらに、周辺の外苑ハウスや独立行政法人用地も巻き込んで開発</li> </ul>
公園の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地に岸記念体育会館を建設する際、敷地内に公園の代替機能を確認</li> <li>・明治公園の一部については、<b>現・岸記念体育会館用地を買収し代替整備することが可能</b>(渋谷区⇒渋谷区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の外苑ハウス敷地や独立行政法人用地を含んだ区画整理などの手法によって、まとまった公園機能を確認することが可能</li> </ul>
案の実現に必要な都市計画変更	用途	用途地域 特別用途	同左(日体協交換地も必要)
	高さ	高度地区 風致地区	同左(日体協交換地、外苑ハウス敷地も必要)
容積		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日体協の交換地(約0.4ha)を約1500%<sup>※1</sup></li> <li>・霞ヶ丘アパート用地全体(約1.6ha)を岸記念体育会館の敷地として活用する場合、約375%<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地全体(約1.6ha)と外苑ハウス用地に、岸記念体育会館と新・外苑ハウスを建設する場合、(霞ヶ丘アパート用地+外苑ハウス用地)全体で約310%<sup>※3</sup></li> </ul>
都市計画変更のタイミング		<p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場敷地の都市計画変更</li> </ul> <p>【霞ヶ丘アパート除却の平成30(2018)年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート敷地に岸記念体育会館を建設できるよう、霞ヶ丘アパート敷地の都市計画を変更</li> </ul>	<p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場敷地の都市計画変更</li> </ul> <p>【霞ヶ丘アパート除却の平成30(2018)年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート敷地に岸記念体育会館、新・外苑ハウスを建設できるよう、霞ヶ丘アパート敷地の都市計画を変更</li> </ul>
課題		<p>実現のためには、競技場建替えを理由に空けた霞ヶ丘アパート用地で、<b>岸記念体育会館の建替え・超高層ビル建設を認めるための、都市計画上の理屈の整理が必要</b></p>	<p>実現のためには、競技場建替えを理由に空けた霞ヶ丘アパート用地に、<b>岸記念体育会館のみならず、一民間建物(外苑ハウス)の建替え・高度利用を認めるための、都市計画上の理屈の整理が必要</b></p>

※1 60,000㎡ / 0.4ha  
 ※2 60,000㎡ / 1.6ha (：霞ヶ丘アパート用地)  
 ※3 (60,000㎡+15,000㎡) / 2.4ha (：霞ヶ丘アパート用地+外苑ハウス用地)

計画内容と実現に必要な都市計画変更等について

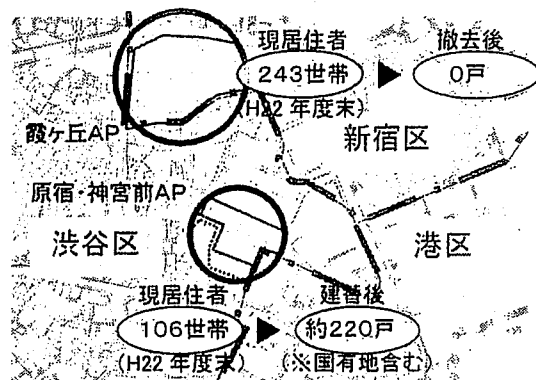
施設名		国立霞ヶ丘競技場	岸記念体育会館	外苑ハウス	敷地約0.8ha
建替え場所の前提		現位置		都営霞ヶ丘パーク用地	
<b>■用途地域</b>					
計画内容	観覧場 (8万人)	事務所 (約60,000㎡)	共同住宅 (約15,000㎡)		
現状	二中高 (200%)	一中高 (300%)	一中高 (300%)		
実現に必要な手法等	↓ 近商 又は 商業 (300%)	↓ 近商 又は 商業 (1500%) ※	↓ — (変更不要)		
<b>■特別用途地区(第一種文教地区)</b>					
計画内容	観覧場	事務所	共同住宅		
現状	第一種文教地区(新宿区・渋谷区)	— (建築可能)	— (建築可能)		
実現に必要な手法等	↓ 廃止 又は 知事の許可				
<b>■高度地区(絶対高さ)</b>					
計画内容	高さ約40m	高さ約150m	高さ約30m		
現状	20m (新宿区)	30m (新宿区)	30m (新宿区)		
実現に必要な手法等	↓ 廃止 又は 地区計画策定 又は 区長の認定	↓ 廃止 又は 地区計画策定 又は 区長の認定	↓ 廃止 又は 地区計画策定 又は 区長の認定		
<b>■風致地区</b>					
計画内容	建ぺい率約50% 高さ約40m	建ぺい率?% 高さ約150m	建ぺい率?% 高さ約30m		
現状	道路側後退距離?m	道路側後退距離?m	道路側後退距離?m		
実現に必要な手法等	↓ 知事の許可 又は S地域への変更	↓ — (風致地区外)	↓ — (風致地区外)		
<b>■都市計画公園</b>					
実現に必要な手法等	廃止 又は 特許事業による認可 又は 都計法53条許可 (新宿区)	— (都市計画公園区域外)	— (都市計画公園区域外)		

※日体協の敷地のみで計画した場合：約1,500%  
隣地部分(公園)を建築敷地に算入した場合(敷地面積約1.6ha)：約375%

# 国立競技場の建替えに伴う霞ヶ丘アパートの取扱いについて

## 1 経緯

- H23.5末～ スポーツ振興局から、当局担当課に対し、国立競技場の建替に際しての霞ヶ丘アパートの用地の活用可能性について、内々に検討依頼
- H23.8.11 文部科学省から、都（スポーツ振興局）に対し、国立競技場の建替等に関する協力依頼



## 2 霞ヶ丘アパートが、国立競技場建替に伴い撤去を求められる場合の、居住者の移転先確保の考え方

- 霞ヶ丘アパートの従前居住者が移転するための、既存都営住宅の空き家は、都心部に十分でない状況
- このため、近傍の原宿・神宮前アパートについて、隣接国有地を買取した上で建替を行う、等により必要戸数を確保  
 (参考) 現居住世帯数：349世帯 (霞ヶ丘、原宿・神宮前)  
 居住者移転先：約320戸 [原宿・神宮前 約220 (建替後)  
 他都心区部 約100 (平成23年8月現在の建替事業用空き家)]

## 3 想定スケジュール

- 2019 (平成31) 年度のラグビーW杯開催に合わせ、霞ヶ丘アパート跡地の空地整備完了を目指すとして仮定
- 空地整備に関係する者が協議し、空地の権原、整備主体等の扱いを別途整理することが必要

年度	国立競技場	霞ヶ丘アパート	原宿・神宮前アパート
2011(H23)	☆(まちづくり全体方針策定)		
2012(H24)			★ 国有地買取 地元調整等
五輪開催都市決定 2013(H25)	●都市計画決定		↑設計
知事任期 2014(H26)			↑建替工事
2015(H27)			●仮移転 ※仮移転先は、別途確保
2016(H28)			●入居
2017(H29)		●住棟除却完了 ●移転	
2018(H30)	●国立競技場建替工事竣工	●空地整備完了	※一部が原宿・神宮前に入居 ※一部が戻り入居
ラグビーW杯 2019(H31)			
2020(H32)			

## 4 実施に向けての前提条件

- 霞ヶ丘アパートについて、国立競技場の建替に関する国からの都への協力依頼等を踏まえ、団地の敷地が当地区の再編整備に活用されること(※)が、都の方針として示されること  
 ※ (参考) 霞ヶ丘アパート敷地面積 約1.6ha  
 国立競技場建替のために不足する敷地面積 約1.4ha  
 差し引き約0.2haについては、当地区の再編整備のための道路整備等に活用されることを想定
- 国立競技場の建替えに関して、居住者を含めた、関連する地元関係者への国が行うべき説明等の対応を、国が主体的に行うこと

## 国立霞ヶ丘競技場建替えについて

- 霞ヶ丘競技場建替えのためには、都、区が所管する都市計画変更が不可欠。その変更は平成25年6月(2013)の都市計画決定がリミット。(2019年9月のラグビーワールドカップから逆算)
- 競技場の建替えを最優先することを前提として、どこまで都市計画の検討範囲を広げるかについて、敷地の設定などの前提条件を早期に確定することが必要。
- 検討範囲の素案は、別紙のとおり。いずれの案についても、区との協議が必要となり、適用する都市計画の手法が異なる。
  - ・ A案(単独建替え案 — 現行配置想定案)
    - ・・・明治公園がつぶれることになり検討外。
  - ・ B案(霞ヶ丘アパート敷地の活用案)
    - ・・・明治公園の代替機能の確保が可能。ただし、渋谷区、新宿区による地区計画の決定が必要。また、渋谷区内の公園面積は減少。
  - ・ C案(岸記念体育会館建替えを含める案)
    - ・・・都決定の再開発等促進区を定める地区計画を想定。公園機能の拡大と岸記念体育会館の建替えが可能。ただし、都有地の容積移転について議論が必要。
  - ・ D案(外苑ハウスの建替えを含める案)
    - ・・・都決定の再開発等促進区を定める地区計画を想定。道路の付け替えや公園の拡大など、計画の自由度は拡大。ただし、外苑ハウスの合意形成が大きな不確定要素。

早期に与条件を確定できるよう庁内及び関係者による検討体制※を作り、スピード重視ならば「B案」、懸案解決型ならば「C案」を軸に検討。

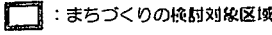
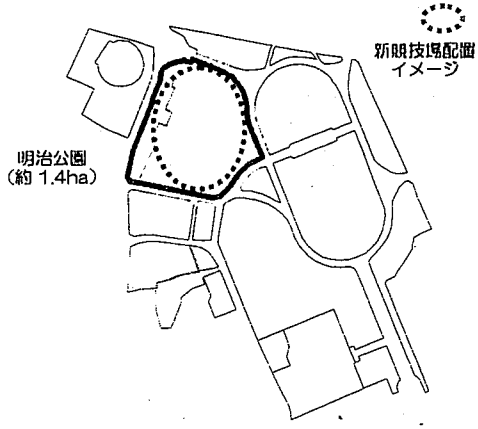
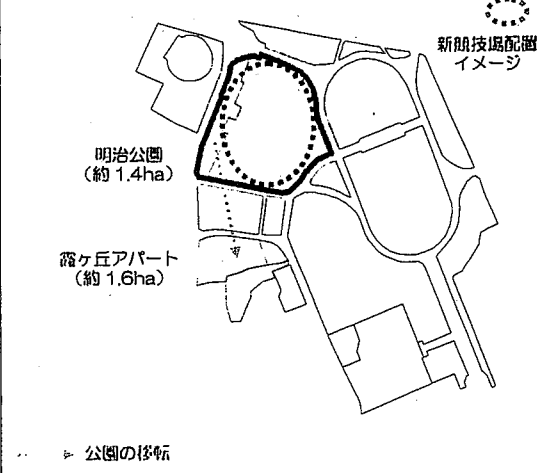
※国、NAASH(独立行政法人日本スポーツ振興センター)、地元区、都(スポ振、知事本、財務、建設、都市整備等)、場合により日体協  
上記に先立ち、庁内組織の立上げ(スポ振(国)、知事本、財務、建設、都市整備等)

## 都市計画運用指針（抜粋）

例えば、次に掲げる場合において再開発等促進区を指定することが考えられる。

- 1) 工場、倉庫、鉄道操車場又は港湾施設の跡地等の相当規模の低未利用地について、必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に再開発することにより土地の高度利用を図る場合。
- 2) 埋め立て地等において必要な公共施設の整備を行いつつ一体的に建築物を整備し、土地の高度利用を図る場合
- 3) 住居専用地域内の農地、低・未利用地等における住宅市街地への一体的な土地利用転換を図る場合
- 4) 老朽化した住宅団地の建替えを行う場合
- 5) 木造住宅が密集している市街地の再開発等の場合

国立霞ヶ丘競技場建替えに関連した都市地活用のまちづくり比較検討 (1/2)

		A案 競技場単独建替え案	B案 霞ヶ丘アパート用地活用案
			
		●隣接する明治公園（開設：約1.4ha）がなくなる	●隣接する明治公園（開設）は、霞ヶ丘アパート用地で代替
公園の取り扱い		・明治公園の移設先を別途確保が必要	・明治公園の代替地は確保され、面積も拡大する。 (1.4ha ⇒ 1.6ha) ・公園の所在地は渋谷区から新宿区に移る。
都市計画変更 案の実現に必要な	用途	用途地域 文教地区	同左
	高さ	高度地区 風致地区	
	容積	・250%以上	
都市計画変更の タイミング		【平成25年6月までに】 ・競技場敷地の都市計画変更が必要 (建設スケジュールからの逆算)	【平成25年6月までに】 ・競技場敷地の都市計画変更が必要 (建設スケジュールからの逆算)
利点		●周辺への影響を与えない	●必要最小限の影響範囲 ●公園の代替機能も確保
欠点		●明治公園の機能の代替措置なし →移転先の確保が必要 ●渋谷区内にある公園面積の減少	●霞ヶ丘アパート居住者の円滑な移転が必要 →都心区部の既存の都営住宅 →原宿・神宮前アパートの再編 早急に隣接地（国有地）の取得が必要 ・居住者の移転承諾を得るための期間が必要 ●霞ヶ丘アパート用地内の国有地の取扱いについて財務省との合意が必要 ●渋谷区内にある公園面積の減少 ●区決定による地区計画策定が必要



国立霞ヶ丘競技場建替えに関連した都市地活用のまちづくり比較検討 (2/2)

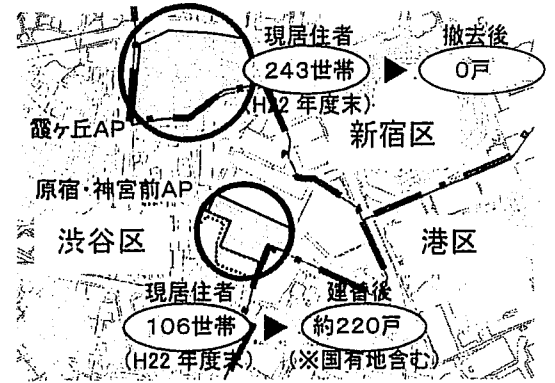
		C案 霞ヶ丘アパート用地活用 + 岸記念体育会館移設	D案 霞ヶ丘アパート用地活用 + 岸記念体育会館移設 + 外苑ハウスの建替え
		<p>.....&gt; 公園の移転 .....&gt; 土地建物の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●岸記念体育会館の建替え用地（床面積約 60,000 m<sup>2</sup>を要望）を、霞ヶ丘アパート用地内に確保</li> <li>●明治公園を霞ヶ丘アパート用地と現・岸記念体育会館用地で代替</li> </ul>	<p>.....&gt; 公園の移転 .....&gt; 土地建物の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●岸記念体育会館の建替え用地を霞ヶ丘アパート用地に確保しつつ、さらに、周辺の外苑ハウスや独立行政法人用地も巻き込んで開発</li> <li>●明治公園を霞ヶ丘アパート用地と現・岸記念体育会館用地、外苑ハウス用地で代替</li> </ul>
公園の取り扱い		<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地に岸記念体育会館を建設する際、敷地内に公園の代替機能を確認</li> <li>・明治公園の一部については、<b>現・岸記念体育会館用地を買収し代替整備することが可能（渋谷区⇒渋谷区）</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の外苑ハウス敷地や独立行政法人用地を含んだ区画整理などの手法によって、まとまった公園機能を確認することが可能</li> </ul>
都市計画変更 の 必要 な	用途	用途地域 特別用途	同左（日体協交換地も必要）
	高さ	高度地区 風致地区	同左（日体協交換地、外苑ハウス敷地も必要）
	容積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日体協の交換地（約 0.4ha）を約 1500%<sup>※1</sup>にUP</li> <li>・霞ヶ丘アパート用地全体（約 1.6ha）を岸記念体育会館の敷地として活用する場合、約 375%<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地全体（約 1.6ha）と外苑ハウス用地に、岸記念体育会館と新・外苑ハウスを建設する場合、（霞ヶ丘アパート用地+外苑ハウス用地）全体で約 310%<sup>※3</sup></li> </ul>
都市計画変更の タイミング		<p>【平成25年6月までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場敷地の都市計画変更が必要</li> </ul> <p>【霞ヶ丘アパート除却の平成30（2018）年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地の都市計画変更が必要</li> </ul>	<p>【平成25年6月までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競技場敷地の都市計画変更が必要</li> </ul> <p>【霞ヶ丘アパート除却の平成30（2018）年度までに】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・霞ヶ丘アパート用地の都市計画変更が必要</li> </ul>
利点		<ul style="list-style-type: none"> <li>●岸記念体育会館の建替えの課題も解決</li> <li>●霞ヶ丘競技場の建替え+岸記念体育会館移設として、<b>スポーツ振興の集約拠点形成が可能</b></li> <li>●渋谷区内にある公園面積の一部確保が可能</li> </ul>	<p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まとまった公園機能を確認することが可能</li> <li>●再開発等促進区を活用する場合、合意の進捗状況に応じた段階的策定が可能</li> </ul>
欠点		<ul style="list-style-type: none"> <li>●B案における欠点</li> <li>●日体協との合意が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・移転すること自体</li> <li>・移転・竣工時期</li> </ul>                     2019W杯、2020五輪時点では、移転・竣工は間に合わない可能性が大                 </li> <li>●霞ヶ丘アパート用地全体を日体協に敷地として使用させる（容積を活用させる）場合の条件整理</li> <li>●競技場建替えを理由に空けた霞ヶ丘アパート用地で、岸記念体育会館の建替え・超高層ビル建設を認めるための、都市計画上の整理が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●B案、C案における欠点</li> <li>●外苑ハウスとの合意が必要（外苑ハウスの区分所有者等間の合意含む）</li> <li>●C案と比較して、特別まちづくり上の利点が見当たらないことから、外苑ハウスを取り込んだ区域設定とするにあたっては、外苑ハウスの関係権利者の合意、発意のもと、都市計画の提案を受ける形をとるべき。</li> <li>●再開発等促進区を適用する場合、運用指針（老朽化した住宅団地の建替え）の解釈の拡大が必要</li> <li>●競技場建替えを理由に空けた霞ヶ丘アパート用地に、岸記念体育会館のみならず、一民間建物（外苑ハウス）の建替え・高度利用を認めるための、都市計画上の整理が必要。</li> </ul>

※1 60,000 m<sup>2</sup> / 0.4ha  
 ※2 60,000 m<sup>2</sup> / 1.6ha（：霞ヶ丘アパート用地）  
 ※3 (60,000 m<sup>2</sup>+15,000 m<sup>2</sup>) / 2.4ha（：霞ヶ丘アパート用地+外苑ハウス用地）

# 国立競技場の建替えに伴う霞ヶ丘アパートの取扱いについて

## 1 経緯

- H23.5末～ スポーツ振興局から、当局担当課に対し、国立競技場の建替に際しての霞ヶ丘アパートの用地の活用可能性について、内々に検討依頼
- H23.8.11 文部科学省から、都（スポーツ振興局）に対し、国立競技場の建替等に関する協力依頼



## 2 霞ヶ丘アパートが、国立競技場建替に伴い撤去を求められる場合の、居住者の移転先確保の考え方

- 霞ヶ丘アパートの従前居住者が移転するための、既存都営住宅の空き家は、都心部に十分でない状況
- このため、近傍の原宿・神宮前アパートについて、隣接国有地を買取した上で建替を行う、等により必要戸数を確保  
 (参考) 現居住世帯数：349世帯 (霞ヶ丘、原宿・神宮前)  
 居住者移転先：約320戸 [原宿・神宮前 約220 (建替後)  
 其他の都心区部 約100 (平成23年8月現在の建替事業用空き家)]

## 3 想定スケジュール

- 2019 (平成31) 年度のラグビーW杯開催に合わせ、霞ヶ丘アパート跡地の空地整備完了を目指す  
と仮定
- 空地整備に関係する者が協議し、空地の権原、整備主体等の扱いを別途整理することが必要

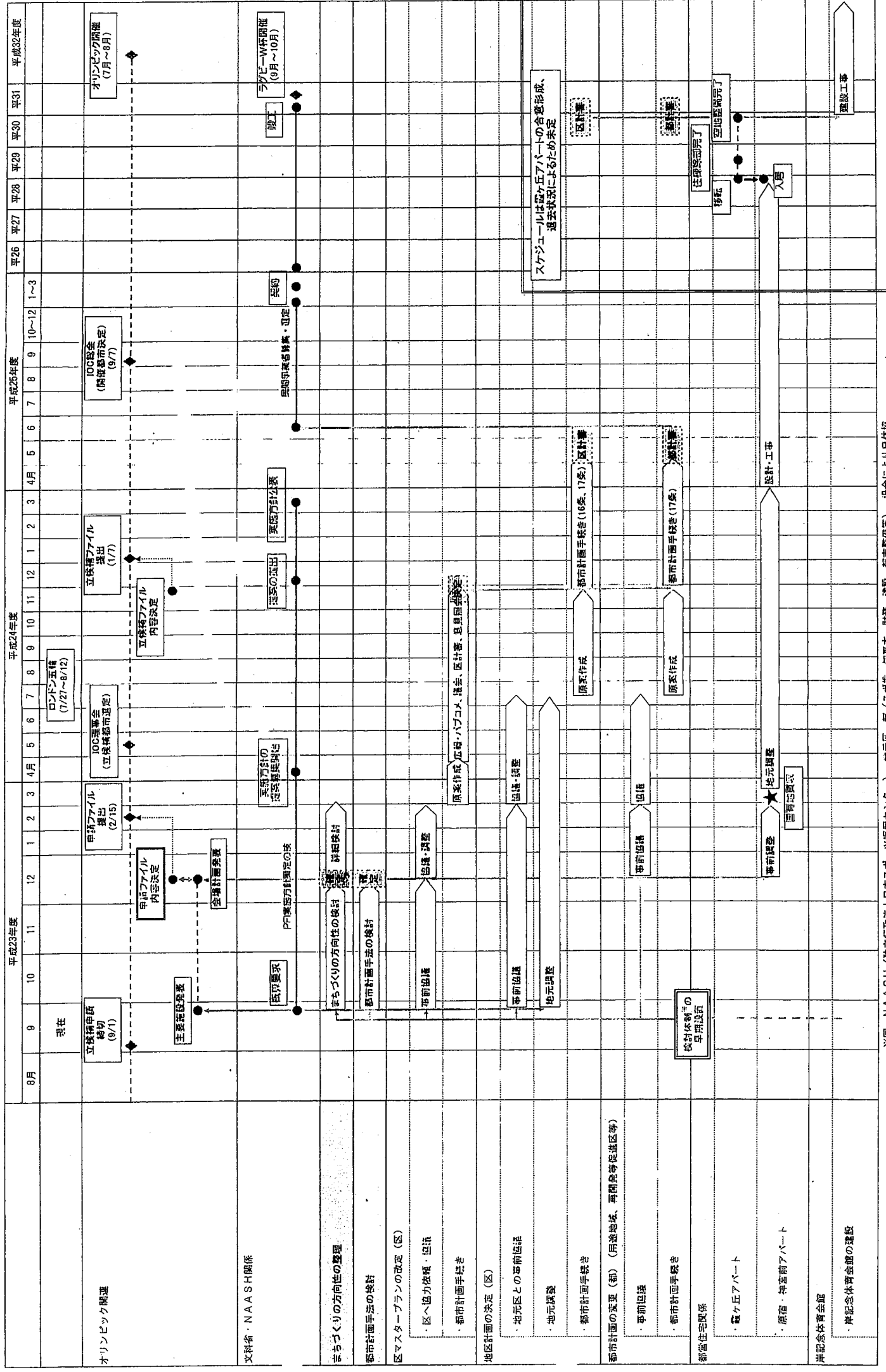
	年度	国立競技場	霞ヶ丘アパート	原宿・神宮前アパート
	2011(H23)		☆ (まちづくり全体方針策定)	
	2012(H24)			★ 国有地買取 地元調整等
五輪開催 都市決定	2013(H25)	● 都市計画決定		↑ 設計
知事任期	2014(H26)			● 仮移転
	2015(H27)			↑ 建替工事
	2016(H28)			● 仮移転先は、 別途確保
	2017(H29)		● 住棟除却完了 ● 移転	● 入居
	2018(H30)	● 国立競技場 建替工事竣工	● 空地整備完了	※一部が 戻り入居
ラグビー W杯	2019(H31)		※一部が 原宿・神宮前 に入居	
	2020(H32)			

## 4 実施に向けての前提条件

- 霞ヶ丘アパートについて、国立競技場の建替に関する国からの都への協力依頼等を踏まえ、団地の敷地が当地区の再編整備に活用されること (※) が、都の方針として示されること  
 ※ (参考) 霞ヶ丘アパート敷地面積 約1.6ha  
 国立競技場建替のために不足する敷地面積 約1.4ha  
 差し引き約0.2haについては、当地区の再編整備のための道路整備等に活用されることを想定
- 国立競技場の建替えに関して、居住者を含めた、関連する地元関係者への国が行うべき説明等の対応を、国が主体的に行うこと

国立霞ヶ丘競技場建替えに係るスケジュール(想定)

平成23年9月22日  
都市整備局



※図 NAASH (独立行政法人日本スポーツ振興センター)、地元区、都 (大規模、与専本、財務、建設、都市整備等)、県合により日体連